

地域資源の活用を通じたゆたかなくにづくりについて

# 目 次

1	(地域) 社会を取り巻く現状	.....	1
2	「地域資源」をめぐる施策の動き	.....	2
3	「地域資源」とは	.....	7
4	内発的発展の原則	.....	8
5	持続可能な地域社会	.....	8
6	地域社会を再生するための地域資源の発掘	.....	1 1
7	「共」の領域の創生	.....	1 4
8	科学技術と (地域) 社会	.....	1 5

## 1 (地域) 社会を取り巻く現状

### ① グローバリゼーションの進展

市場経済の世界規模への拡張及びこれまで商品として認識されなかったものの商品化のプロセスの進展と非市場的なものの縮小

### ② 知識社会化

工業から第三次産業への経済の重心の移行と知識が生産性や経済成長の駆動力となる社会の到来

### ③ 持続可能性を重んじる社会への移行

「成長の限界」を背景とした持続可能性への希求・「ゆたかさ」の変質

## 2 「地域資源」をめぐる施策の動き

今後 10 年を見通した我が国経済の進むべき道筋を示した「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においても、地域再生のための重要な要素としての「地域資源」に関する言及が多数あり。

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

### 【2020 年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

（略）

（地域政策の方向転換）

この 10 年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO 等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

（緑の分権改革等）

それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。

～「知恵」と「人材」のあふれる国・日本～

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

(前略) 科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。(後略)

また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を断行する。

(定住自立圏構想の推進等)

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

高速道路の無料化により、地域間のヒト・モノの移動コストの低減が実現されれば、地域産品の需要地への進出拡大、地域の観光産業の活性化、地方への企業進出等の経済効果が期待される。

～農林水産分野の成長産業化～

(「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮)

・・・・・・・・・・農山漁村の潜在力が十分に発揮されるよう、「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指す。

今後、自然資源、伝統、文化、芸術などそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。

また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。

平成 19 年には、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するための法律のスキームとして、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が制定・施行。

平成 22 年には、地域資源を活用したいわゆる農山漁村における六次産業化を推進するための法律として、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が制定されたところ。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等（以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。）を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

別紙

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の概要」参照

## 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)

### 1 前文、目的(第1章)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

### 2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章)[6次産業化関係]

#### (1)総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象(支援措置)
  - ・ 農業改良金融通法等の特例(償還期限及び据置期間の延長等)
  - ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) 等

#### (2)研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画(支援措置)
  - ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
  - ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) 等

### 3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章)[地産地消関係]

#### (1)基本理念

- ①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。
- (2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定
- (3) 国及び地方公共団体による必要な支援の実施

### 4 施行日

[第1章(目的)、第3章(地産地消関係)] 公布の日(平成22年12月3日)

[第2章(6次産業化関係)] 公布の日(平成22年12月3日)から6か月以内

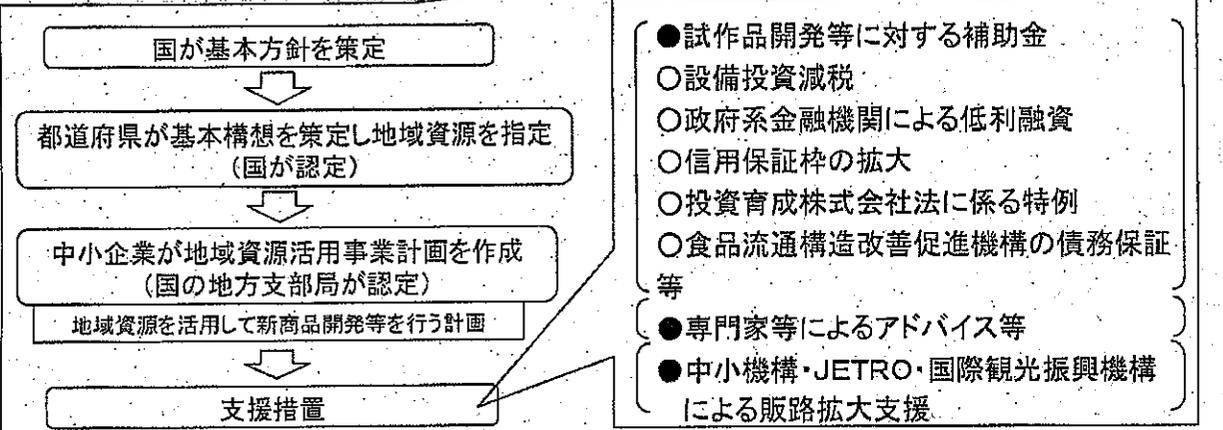
# 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の概要 (中小企業地域資源活用促進法)

各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援。地域によって景気回復にばらつきのある中で、地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。(「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針」)

## 1. 新法による支援のポイント

- 地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
- マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。
- 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。
- 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。
- 関係6省(総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省)の協力体制を整備。

## 2. スキーム及び支援措置



## 3. その他関連施策

- 「地域中小企業応援ファンド」(中小企業基盤整備機構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保)
- 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等

## 地域資源を活用した取組の例(3類型)

### <産地技術型>

(株)白鳳堂  
(株)竹宝堂  
(有)竹田ブラシ製作所 等  
(広島県熊野町)



- ・毛筆の伝統的な製造技法を用い、肌触りがなめらかで色の濃淡など微妙な表現が可能な化粧筆を開発。
- ・国内外のトップメイクアップアーティストに使われるなど、高い評価を確立。

### <農林水産型>

井原水産(株)(北海道留萌市)



- ・コラーゲンを鮭の皮から抽出・精製する技術を実用化し、化粧品、食品、試薬品等向けに加工販売。

### <観光型>

(株)指宿ロイヤルホテル  
(鹿児島県指宿市)

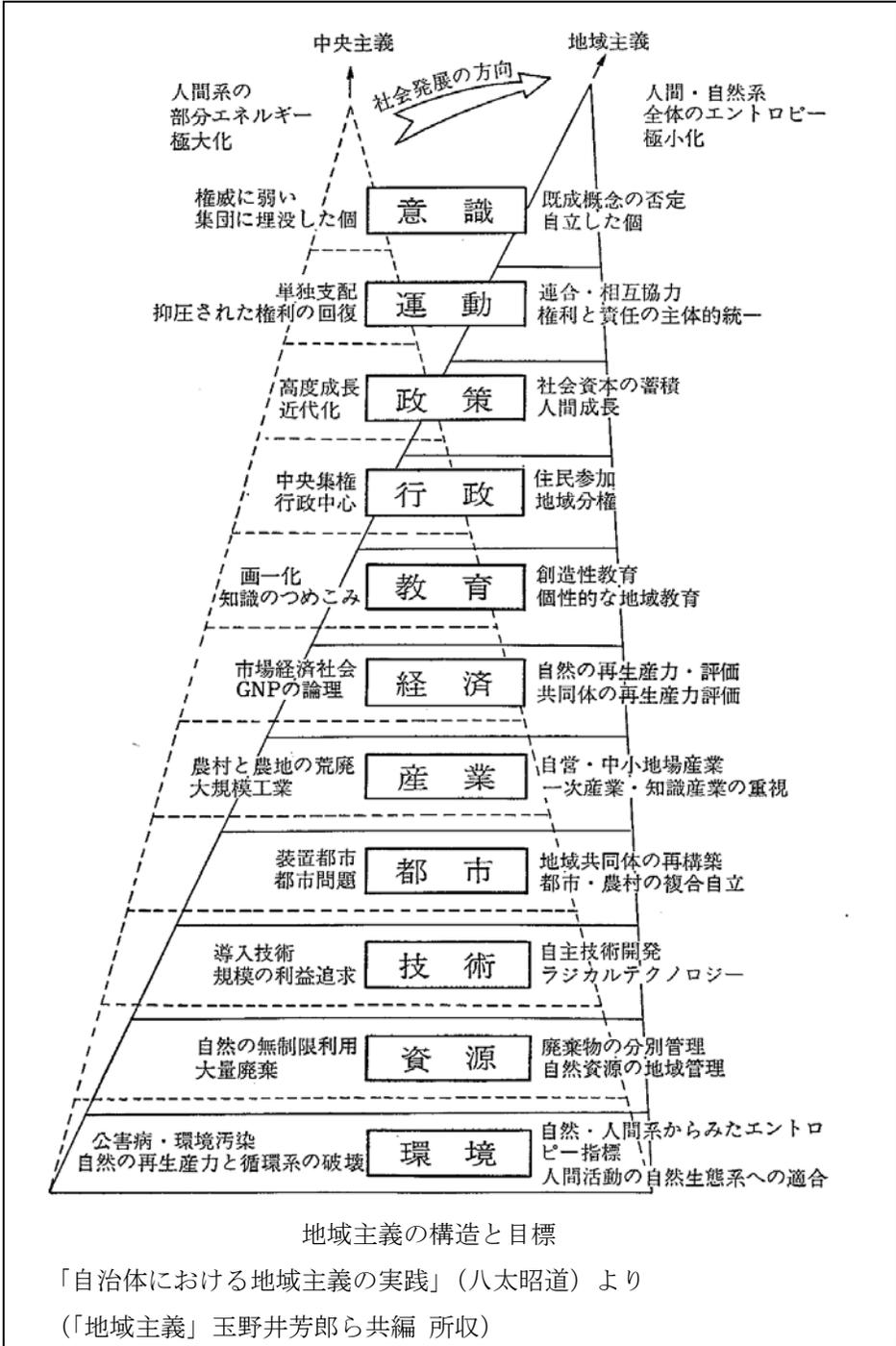


- ・黒豚、にがり等を用いた食事、天然砂蒸し温泉、ウォーキングを組み合わせた健康増進プログラム「スパドゥ」を実施。

これらは、社会のパラダイム・シフトとも深い関連を有するもの。

政治システム：地方分権化、参加民主主義、民主導  
 経済システム：中間組織、地域経済および社会的領域の比重の増大  
 社会システム：国民・社会全体から地域コミュニティ・家族へ  
 価値システム：普遍・一律・中心から個別・多様・周辺へ

「持続可能な地域社会づくりに関する一考察」(小林甲一 名古屋学院大学論集 2009.3) より



### 3 「地域資源」とは

「地域資源」についての固まった厳密な定義はないが、その特徴としては次のとおり。

- ① 非移転性（地域性）
- ② 有機的連鎖性
- ③ 非市場性

非 移 転 性： 地域的存在であり、空間的に移転が困難  
 有機的連鎖性： 地域内の諸地域資源と相互に有機的に連鎖  
 非 市 場 性： 非移転性という性格から、どこでも供給できるものではなく、非市場的な性格を有するもの

こうした特徴からみて、地域資源は大量生産・大量消費型の資源とはなり得ず、まさに新しいパラダイムの下で積極的に活用されていくべき資源。

また、これらの特徴は、その存在そのものが既に他とは差異化された独自の価値を有することを含意。

人材		文化	
地域資源	活用方法	地域資源	活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業OB</li> <li>・ 主婦</li> <li>・ 都市住民</li> <li>・ 大学生</li> <li>・ 留学生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガーデニングボランティア</li> <li>・ ビジネスサポート</li> <li>・ 森林ボランティア</li> <li>・ 教育ボランティア</li> <li>・ 観光モニター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民話</li> <li>・ 伝統技術</li> <li>・ 寺社</li> <li>・ かるた</li> <li>・ 食文化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント</li> <li>・ 新製品</li> <li>・ まち歩き</li> </ul>
施設		コミュニティ	
地域資源	活用方法	地域資源	活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町家</li> <li>・ 町家工場</li> <li>・ 蔵</li> <li>・ 学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設</li> <li>・ 障害者施設</li> <li>・ イベント会場</li> <li>・ インキュベーション施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会</li> <li>・ 集落</li> <li>・ NPO</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり組織</li> <li>・ まちづくり活動</li> <li>・ 移送交通サービス</li> </ul>
自然		その他	
地域資源	活用方法	地域資源	活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂浜</li> <li>・ 遊休農地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント</li> <li>・ 菜の花栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漬け梅</li> <li>・ 下水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジャム</li> <li>・ 修景用水</li> </ul>

「地域資源の再発見」総務省自治行政局地域振興課編集

#### 4 内発的発展の原則

地域資源を活用した地域再生には、地域の内発力を高める取組が必要。

- ① 地域住民による創意工夫と自主性
- ② 地域づくりの総合性
- ③ 地域市場全体への付加価値の帰属
- ④ 住民自治権の確立

#### 5 持続可能な地域社会

持続可能な地域社会とは、①環境的持続可能性、②経済的持続可能性及び③社会的持続可能性を統合的に実現する地域社会。(植田和弘)

内発的発展

- 1) 地域の技術・産業・文化を土台に地域内市場を主な対象とし、地域住民の学習・計画・経営による発展をはかる。
- 2) 環境保全とアメニティを中心目的にし、福祉と文化、住民の基本的な人権の視点にたった総合的なものであること。
- 3) 企画・生産・流通・販売・消費のあらゆる段階で、付加価値が地元へ帰属するような産業連関をつくること。
- 4) 住民参加の制度化、住民の意思に基づく資本や土地利用を規制する自治権の確立。

(「環境経済学」 宮本憲一)

持続可能な地域社会

- 環境的持続可能性  
(環境政策の対象や方法を地域における個別的环境政策から持続可能な地域社会づくりへと飛躍的に発展させる。)
- 経済的持続可能性  
(グローバリゼーションが促す地域経済の不安定化という外的な衝撃を緩和する、さらには地域経済の内発的な活力を培養して、より自律的で発展性のある地域経済をつくる。)
- 社会的持続可能性  
(社会的に排除される人のいない、すべての住民がまちづくりにコミットできる。)

(「持続可能な地域社会」 植田和弘 JOYO ARC 2008.8)

持続可能な発展とは、「生活の質」の持続的向上が実現する発展。

「生活の質」は、自然資本、人工資本、人的資本、知識の賦存量とこれらを規律する制度によって決定。(ダスグプタ)

- 「制度」： 上記4つの資本資産をどう組み合わせでどのような生活の質をつくり出すかを定めるもの。市場、政府、コミュニティ、家計、企業や人的ネットワークなどを包括した全体としての資源配分メカニズム。
- これら4つの資本資産は相互に密接な関連を有する。例えば、知識（技術）の蓄積・開発により、以前は自然資本と認識されにくかったバイオマスエネルギーが有用な資源として認識されるようになるごとく。

このほか、1990年代半ばから注目を浴びるようになった「社会資本」(Social Capital)にも着目。これは、上記の広義の「制度」の一部とも考えられるし、人的資本、知識の延長線上の概念とも考えられる(例えば、「知識」には、個人の能力のほかに、人間と人間との絆により高められる能力もあるごとく)。

ダスグプタは、生活の「質」の決定要因として、4つの資本資産（自然資本、人工資本、人的資本、知識）を挙げ、そのトータルで持続可能性を考えなければならないこと、生活の質は、これらの資本資産の組合せを規定する広義の制度の在り方いかんにより、よくも悪くもなるということを主張した。

(「我が国における自然資源の統合管理の在り方について」 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告 2010.5)

「社会資本」についての定義（例）

- 人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。(ロバート・パットナム)
- グループ内部またはグループ間での協力を容易にする共通の規範や価値観、理解を伴ったネットワーク。(OECD)
- 社会構造全般と対人関係にかかわる個人の行為を規定する規範全体。(世界銀行)



## 6 地域社会を再生するための地域資源の発掘

地域社会の生活の質を規定する自然、人工物に目を向けて資源とすること、地域を支える人材※（人的資本、知識）の確保・育成が必要。

このとき、人的資本、知識（技術と言い換えてもよい。）は、連携・パートナーシップが確保されることによって、よりその価値が高まることに留意が必要（こうした取組を助長するものの一例として、文部科学省では、地域の個性発揮を重視し、技術シーズの創出を目指した地域の大学を核とする産学官共同研究を実施するプログラムを措置。このような事業によるイノベーションの創出※に社会資本が要因として働き、また、これら事業によって社会資本の価値が向上するとのレポートもある）。

それらの有用性を規定する制度を地域としてつくり出す努力とそれを可能にする地域の決定権・裁量権の確立も併せて重要。

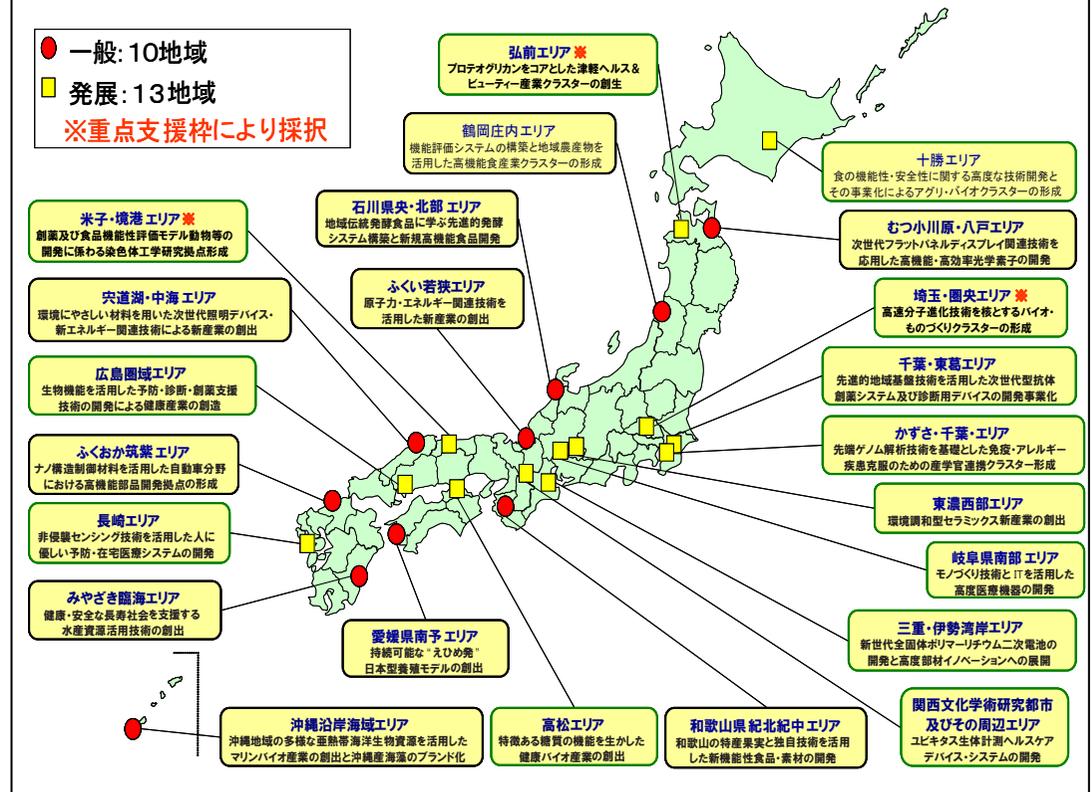
資源調査分科会の前身である資源調査会においても、「資源とは、人間が、社会活動を維持向上させる源泉として働きかける対象となりうる事物」（1961）という広い定義をしているが、このように「人の働きかけ」によって事物が資源に「なる」という点は、この定義の重要なファクターであり、これを抜きにして資源論を論じることはできない。この定義をさらに進めれば、事物を「見る眼」によって資源を「つくる」ということもできよう。身近な資源はある、ないのはそこに目を向ける発想だという観点は、そこに関わる人や社会の問題を併せ考える必要があることを示唆している。すなわち、自然科学的な面からの考察のみでなく、利用の現場をめぐる社会科学的な考察（制度、文化、慣習など人の関わる営み）も併せ行う必要があるということである。

（「我が国における自然資源の統合管理の在り方について」 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告 2010.5）

## 小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを形成

- ◆一般     ・1億円 × 3年間     継続10地域
- ◆発展     ・2億円 × 3・5年間     継続10地域※

- ・地域の個性発揮を重視し、技術シーズの創出を目指した産学官共同研究を推進
- ・国費の1/2または同額以上に相当する事業を地域が実施  
※この他、重点支援枠として、平成22年度に3地域が採択されている。



(※) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）

### 第2条

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

情報が地域資源の価値を高める側面もあり。情報は人がつくるもの。  
どうつくり、どう発信するかが重要。

では、ディズニーランドの97.5%は何がいいかと言いますと、キャスト、働いている従業員、約2万人います。1万8,000人がアルバイトですが、この方たちが、来ている人たちがどうやったら喜んでくれるか、一人一人考えています。これは、日本はもちろんマニュアルをつくりましたが、もともとは、私もいろいろ調べたんですが、アメリカのウォルト・ディズニーが伝統セミナーというのをやってまして、困っている人がいたら、おのおの考えてもてなしなさいと、根本にあった上でのマニュアルです。「パレードをどこでやっていますか」、「あそこです」と答える従業員はいません。「パレードをどこでやっていますか」と聞くと、何時ごろあそこに行くとよく見えますよ、写真撮りましょうか、先手先手で、来た人たち、ゲストをどうやってもてなそうかということを考えているのが従業員たちです。

翻って、各地域で、観光地もそうですが、旅館もそうですが、本当にそういった意味でのもてなしをやっているところがどれだけあるか。一過性で呼ぼうとしているところはいっぱいありますが、それですと、1回茨城に呼んで終わっちゃいます。茨城のファンをつくっていくことが、このブランド化にもつながるんじゃないかなと思います。そういった意味で、テーマパークの話であったりキャラクターの話でディズニーランドを見習えではなくて、もう一度言いますが、もてなしの気持ちがこの県民にあって、それが外の人に伝わると、それがファンにつながっていくんじゃないかなと思ひまして、こういうお話を出ささせていただきました。

(茨城県議会議事録 農林水産常任委員会 (2006.6.21) における  
藤崎慎一参考人発言)

※ 地域内の人材のみならず、局所的な利害や共同体的自明性の畀からフリーな、いわゆる「よそ者」の存在も重要。

主な仲介者の形態と果たす機能（例）			
主な関与目的	形態	主に果たす機能	考えられる人材・組織等
情報整理支援	事務・情報提供コンサルタント	* 公平な庶務・情報収集	コンサルタント（会社）
	技術・設計コンサルタント	* 技術情報の提供 * 情報デバインドの解消	技術・設計系コンサルタント（会社） 学識者・専門家 NPO
	ファシリテーター	* 客観的な議論の場の確保	専門的ファシリテーター コンサルタント（会社） NPO
意思決定支援	合意形成コンサルタント	* 客観的な議論の場の確保 * 情報デバインドの解消（及び技術情報の提供）	コンサルタント（会社）
	メディエーター	* 意思決定の透明性確保 * 技術情報提供	コンサルタント会社 学識者・専門家 NPO
情報普及	メディア	* 広範な情報発信	マスメディア及び地域メディア 各ステークホルダー合意の公式情報発信ツール

株式会社三菱総合研究所ホームページ

(<http://www.internetclub.net.jp/PCW/2002JSCE/prsn.files/frame.htm>)

（平成 15（2003）年 2 月 26 日現在）をベースに西宮作成

（「廃棄物問題にみる新しい自治のかたち」NIRA セミナー報告書 No.2002-01）

## 7 「共」の領域の創生

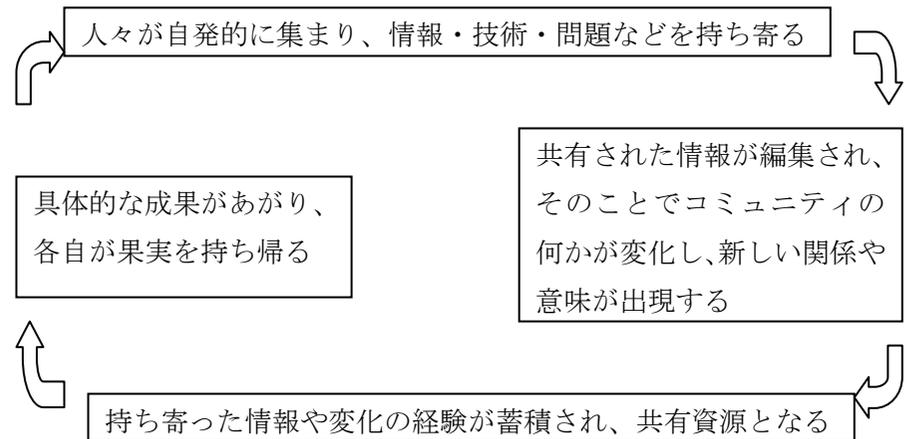
私的経済（「私」）でも公的経済（「公」）でもない「共」の領域の創生による地域資源の活用も模索。

現代社会を画するメルクマールである「知識社会」のインフラは、「人」。

### 「共」の領域に自発的参加を得るための鍵

「脆弱性」： 放っておけばなくなってしまうような性質のものをまもる

「相互編集性」： ボランタリーな参加者による労力・資金・情報などを通じて価値が高められる



（「ボランタリーな経済と中山間地域の環境保全」（「循環型社会の先進空間」（総合研究開発機構／植田和弘・共編）所収）倉阪秀史）

市場システムは「価格」によって維持され、計画システムは「規格」によって維持される。これに対し、協議システムは、当事者の直接的な「人格」によって維持される。

（「ボランタリーな経済と中山間地域の環境保全」（「循環型社会の先進空間」（総合研究開発機構／植田和弘・共編）所収）倉阪秀史）

## 8 科学技術と（地域）社会

1999年にブダペストで開催された世界科学会議において採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」において、科学は、個人に対して生活の質の向上をもたらし、持続可能で健全な環境を提供することに貢献すべきものでなければならないとし、科学のもつ側面の1つとして、「社会における科学と社会のための科学」(Science in society and science for society)を明示。

これは、社会の営みから離れては科学技術を位置付けられなくなっていることを明らかにしたものであり、前出の「イノベーション」もこの文脈において捉えられるもの。

### 科学と科学的知識の利用に関する世界宣言（抄）

(1999年7月 世界科学会議)

#### 前文

1 ……科学は人類全体に奉仕すべきものであると同時に、個人に対して自然や社会へのより深い理解や生活の質の向上をもたらし、さらには現在と未来の世代にとって、持続可能で健全な環境を提供することに貢献すべきものでなければならない。

8 21世紀には、科学はすべての人々にとって、連帯の精神に基づいた、共有財産でなければならない、科学は自然や社会の諸現象を理解するための強力な（知識の）源泉であり、社会と環境との関係が複雑さを増す一方であるがために、科学の果たす役割は、将来、より一層大きくなることを考慮し、

#### 4. 社会における科学と社会のための科学

39 科学研究の遂行と、その研究によって生じる知識の利用は、貧困の軽減などの人類の福祉を常に目的とし、人間の尊厳と諸権利、そして世界環境を尊重するものであり、しかも今日の世代と未来の世代に対する責任を十分に考慮するものでなければならない。この点に関して、すべての当事者は、これらの重要な原則に対して、自らの約束を新たにしなければならない。